

議事日程第3号

令和3年9月10日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（7番～9番）

日程第3 議案の委員会付託 6件

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次	総務防災課長 古川 孝

企画課長	山田敏寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	渡辺一直
亜炭鉱廃坑 対策室長	早川均	税務課長	金子文仁
住民環境課長	石原昭治	保険長寿課長	大久保嘉博
福祉課長	日比野浩士	農林課長	高木雅春
上下水道課長	可児英治	建設課長	中村治彦
会計管理者	丸山浩史	生涯学習課長	日比野克彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷浩輝	議会事務局 書記	大脇敬之
--------	------	-------------	------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお、中井雄一郎企画調整担当参事は、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 山田儀雄君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

おはようございます。議長のお許しが出ましたので、通告書に従い、平和活動の取組について質問をします。

今年も、8月15日に全国戦没者追悼式が日本武道館で行われました。日本では8月6日に広島に、8月9日には長崎に原爆が落とされ、8月15日は終戦記念日となっています。日本各地で慰霊の行事が行われていますが、私の調べたところでは、御嵩町内で戦没者の慰霊祭を行っているのは上之郷地区で、その上之郷地区も年々参加者が少なくなっていると伺いました。町内の戦没者慰霊の状況が分かればお答えください。また、可児市は、戦没者追悼式として市全体での式典があります。御嵩町ではそうしたものはなかったと認識していますが、町として戦没者慰霊についての考え方をお尋ねします。

今年1月22日に、核兵器禁止条約が国際条約として発効されました。この条約は、核を開発すること、持つこと、使うこと、核兵器を使つての威嚇をすることを禁じており、前文では、

被爆者の苦しみと被害にも触れています。日本はまだ批准をしていませんが、広島市長、長崎市長も式典で条約の批准を強く国に訴えました。先日、可児市で開催された原爆と人間展を拝見してきました。原爆被爆者の会と市が共催で行ってみえるものですが、30枚のパネル、「原爆救護」と題したDVD、絵本をはじめとして戦争関連の図書館の蔵書紹介がされており、被爆者の会の方からは当時のお話を聞くことができました。また、美濃加茂市でも白黒パネルを中心に34点を展示した原爆の悲惨さを伝える写真展が開かれました。実際にお話を伺い、写真を見ると、爆撃されたときは無論ですが、それ以降も被害が続く核兵器の恐ろしさを改めて感じ、戦争は悲惨だ、二度と繰り返してはならないとの思いを強くしました。

御嵩町は、昭和60年に非核平和都市宣言を県下で一番最初に決議しています。21号線沿いの役場入り口に、非核平和都市宣言の看板がありましたが、知らぬ間になくなっており、現在もないままです。撤去された理由をお尋ねします。

国連では、2000年から大量破壊兵器などの脅威とその廃絶の必要性を、市民一人一人が学ぶ、軍縮・不拡散教育の促進に向けた動きが本格化しています。軍縮・不拡散教育で基盤となるべきことは、被爆の実際のありようを学び、被爆者の痛みを知ることでないでしょうか。市民一人一人の問題意識を高めることが、世界の平和と安定に貢献することになります。

美濃加茂市は、2004年から長崎市のピースフォーラムに中学生を派遣するなど、平和教育に力を入れています。御嵩町も、例えばパネル購入を考えるなど平和への取組を進めてはいかがでしょうか。

非核平和都市宣言の看板の再掲と、町の平和教育についての考えをお伺いします。

私の質問は、戦没者慰霊について、非核平和都市宣言の看板の再掲について、町の平和教育についての考え方の3点です。御答弁よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

おはようございます。それでは、安藤雅子議員からの平和活動の取組についての3つの質問に順にお答えさせていただきます。

初めに、質問の1つ目、戦没者慰霊についてであります。

全国戦没者追悼式は、さきの大戦による戦没者を追悼し、平和を祈念するため、毎年8月15日に開催されています。御嵩町においては、御嵩町遺族会連合会があり、高齢化により管理や参加者の減少といった課題はありますが、上之郷の小泉神社、御嵩の願興寺、中の白山神社、伏見の小学校に建立された慰霊碑等の前で、終戦の日とは別の日に仏式や神式など、宗教儀式

で追悼式や慰霊祭などが行われています。それとは別に行われている上之郷謡坂での平和祈願祭については、あの地域で隠れキリシタンに関わる遺物が発見されたことを後世に伝えるとともに、慰霊と現世から未来の人々の幸せと平和を願い、御嵩町観光協会が聖母マリア像を建立したのを機に始まったものと伺っています。以降、8月15日は、キリスト教の重要な宗教行事の日と終戦の日であることから、観光協会の主催により建立したマリア像の前で黙祷をささげ、慰霊と平和の祈願をしており、今後も継続されると思っています。

御嵩町としては、慰霊事業を行う遺族会連合会に対し、社会福祉協議会を経て、40万円の間接補助を行っているほか、庁舎等では半旗を掲げ、正午には戦没者を追悼するため、サイレン音を鳴らし、町民が一斉に黙祷できるよう勧奨しています。今後も、町としてはこのスタイルで慰霊を行っていきたいと考えています。

次に、非核平和都市宣言の看板の再掲についてであります。

議員仰せのとおり、非核平和都市宣言は、昭和60年の第3回定例会において、提出者及び賛成者合わせて議員8名による発議を経て決議されました。国道21号沿いに設置された看板の経緯については記録が残っておりませんが、恐らく岐阜県で初の決議をした議会の意思を尊重し、執行部で設置したものと推測しています。設置した野立て看板は差し替え式で、通常時は非核平和都市宣言の看板を掲出し、臨時的には選挙啓発看板や人権啓発看板を、また、住民投票を実施した際は投票日のカウントダウン看板として活用してまいりました。

このように、何度も差し替えをしながら、長年にわたり掲出してきた結果、看板の一部が剥がれ、劣化で耐久性そのものを失い、強風などによる損壊の危険性があったため、令和元年10月に撤去いたしました。なお、看板の再掲出については、現在新庁舎の計画があることから、従前の場所ではなく、方法も含めて検討してまいりますので御理解をお願いいたします。

最後に、平和教育についてであります。

国連の動向に触れてみえましたが、今のところ国や県が軍縮・不拡散教育に関することで具体的に地方自治体に求める方針等の通知は見たことがありません。今後、国や県の行政としての動きを注視していきたいと思えます。

議員より、パネルを使った平和教育につながる展示の御案内がありましたので、周辺市町に確認をいたしました。資材を持っているのは可児市のみで、生涯学習を目的とした団体に貸付けを行っています。美濃加茂市は、パネル等資材は持っていませんが、市民団体がパネルを持っており、展示できる場所を提供しているとのことでした。管内町村の中でほかに資材を持っている自治体は確認できませんでした。町としても、パネル等を購入する予定は今のところございませんが、一つ御案内するとしたならば、御嵩町には地域づくりを行う団体に活動を助成する事業がございます。単なるパネル購入ではなく、町の活性化と魅力あるまちづくりに寄与

する活動をしていただける住民団体であれば、住民等で構成される検討委員会による審査を受けることにはなりますが、助成金を受ける対象となる場合もありますので、御紹介いたします。御理解のほどお願いいたします。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[7 番議員挙手]

議長（高山由行君）

7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

これは再質問ではありませんけれども、私も伏見地区で戦没者慰霊碑の前で住職のお経ともにお参りをされているなどというお話もその後伺いました。しかし、上之郷、伏見ともに、高齢化による今後の継続の不安を口にしてみえました。今日の私たちの平和な暮らしの礎となられた戦没者の方々へ慰霊の思いを込めた追悼を行うことは、忘れてはならない大切なことだと思います。町として追悼式を行っていただけると喜ばれる方も多いのではないのでしょうか。この高齢化を憂えてみえる方々の思いに、ぜひ応えていっていただきたいと思います。

また、世界では現在も24の国や集団が戦争をしています。核兵器保有国も2019年の時点で公表しているだけでも8か国あります。核の脅威は相変わらずなくありません。国としての動きはまだありませんが、唯一の被爆国である日本は、核兵器の恐ろしさ、悲惨さを忘れず、平和を訴えていかなければならないと考えます。先日、私がお聞きした戦争体験者の方のお話は、とても心に響く貴重なものでした。体験者の生の声が聞けるのも、この先10年から20年ぐらいではないのでしょうか。この方たちのお話が聞けるうちに、平和について考え、学ぶ機会ができるとうれしく思います。

非核平和都市宣言の看板の再建につきましては、新庁舎との兼ね合いも考えてとのお答えでしたが、新庁舎の計画が遅れる見込みが強くなっている現在、庁舎のある場所にとということにとられることなく、今まであった位置への掲載は考えられないのでしょうか。以前、看板のあった位置は、国道21号線沿いで道路からもよく見えます。子供たちの通う学校にも近く、人の目につきやすい場所です。今ある看板用の支柱も、そのまま使えるということであれば、早い時期に再び看板を上げることも可能だと考えます。県下で一番最初に非核平和都市宣言を議決した当時の議会の思いも背負いながら、なるべく早くの掲載を願って私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、10番 大沢まり子さん。

質問は一问一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

10番（大沢まり子君）

おはようございます。議長にお許しをいただきましたので、大きく分けて2点質問をさせていただきます。

1点目は、聴覚や言語機能に障害のある方への支援についてお伺いをいたします。情報弱者と言われる聞こえない方たち、東日本大震災による障害者の死亡率は住民全体の死亡率の2倍と言われていて、その中で、聞こえない人の死亡率が最も高かったのです。主な理由は、避難情報や津波警報が聞こえなかったということにあります。

聞こえることが前提のこの社会の中で、交通事故や火事などの緊急時の通報ができない、聞こえない人はどうしたらよいのでしょうか。支援策として2つのシステムを御紹介します。

聴覚や言語機能の障害で、音声による119番通報が困難な人を対象に、スマホなどの画面操作だけで通報ができるNet 119緊急通報システムを御存じでしょうか。このシステムは事前登録制です。通報するときは、スマホ画面上の救急、火事をタップし、次の画面でどこにいるかを知らせるために、自宅、外出先などをタップします。スマホのGPS機能によって位置情報も届き、チャット形式で詳しい情報のやり取りができますので、消防本部はより迅速な対応が可能となります。このシステムを導入する消防本部が全国的に増えてきております。可茂消防事務組合も既に導入をされております。聴覚や声を発することに障害がある方が、もしものときに自分で緊急連絡ができるシステムは、障害者の生活の安心につながります。

次に、電話リレーサービスについてですが、国は、聴覚障害者等の電話利用をサポートする電話リレーサービスをこの7月からスタートさせました。昨年6月に成立した聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づくもので、障害の有無に関わらず情報を取得し、利用できる情報バリアフリー社会が前進する意義は、大変大きなものがあります。

電話リレーサービスは、パソコンやスマートフォンなどのビデオ通話機能を通じ、手話通訳者などの通訳オペレーターが手話や文字で相手との会話を仲介します。電話でコミュニケーションを取ることが難しい聴覚障害者にとっては重要な取組です。救急車を呼ぶといった緊急時だけでなく、宅配の再配達依頼や飲食店の予約、子供の学校からの連絡時など、電話を使う様々な場面で聴覚障害者は不便な思いをしています。仕方なく電話の相手のところまで行くケースも少なくないようです。こうした問題を解決する電話リレーサービスは、2013年からモデル事業として様々な課題をクリアした上で、本年度、国の制度としてスタートいたしました。365日24時間対応で利用ができ、時間に応じて通話料を支払うプランと、1か月170円の定額料金を支払い、通話料が割安になるプランから選べます。このような制度があることの周知啓発について、どう取り組んでいかれるかをお伺いいたします。明快な御答弁よろしくお願

します。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

それでは、大沢議員の1つ目の質問、聴覚や言語に障害のある方への支援についてお答えします。

この質問は、N e t 119緊急通報システム導入についてと、電話リレーサービスの周知啓発についての2つに分けてされてみえます。

まず、N e t 119緊急通報システム導入についてですが、平成29年3月に、消防庁において会話に不自由な聴覚、言語障害者がスマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるN e t 119緊急通報システムに関する報告書を取りまとめられ、共生社会づくりを進める観点から、また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、令和2年度を導入目標に、各消防本部に対し、早期に整備する旨の通知を發出されました。

本町を所管する可茂消防事務組合でも導入へ向けて準備が進められ、令和2年7月1日から運用を開始されました。大沢議員の質問にありましたように、利用するには事前登録が必要であり、可茂消防事務組合は、昨年、登録説明会を可茂管内の市町村単位で開催され、普及に努められました。可茂消防事務組合によりますと、令和3年7月末現在、管内登録者数19人、本町はゼロ人であります。N e t 119緊急通報システムの概要や使い方は、大沢議員が御紹介されたとおり、携帯電話やスマートフォンの画面から救急または火事をタップして通報するシステムで、聴覚、言語障害の方への安心につながるとても有用なシステムであり、町として引き続きホームページや対象者への啓発を行ってまいります。

続いて、電話リレーサービスの周知啓発についてですが、障害者基本法の第22条で情報の利用におけるバリアフリー化等について規定し、国・地方公共団体に障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならないとし、事業者等に対しても、障害者の利便性の向上を図る観点から、努力義務を課しています。そのための法整備として、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月1日に施行されました。この法律の基本方針では、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を実現するためには、法で定める電話リレーサービスが有効であるため、これを聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の主たる手段として位置づけ、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供を図ること、また、通訳方

式は手話、文字の両方、提供日時は24時間365日、一般の電話の通話料金と同等の利用料金とすることとしております。この電話リレーサービスは、平成25年9月から日本財団が全国展開で試験的に行うモデルプロジェクトを実施し、本年7月1日から正式に運用が開始されました。

この電話リレーサービスの運用に当たり必要な資金は、電話事業者が利用者に対し、電話料金に加算する形で請求、当面毎月1番号当たり1円以下とし、電話リレーサービス提供機関、日本財団電話リレーサービスの業務に要する費用に充てる仕組みを取っています。電話リレーサービスの概要や使い方は大沢議員が御紹介されたとおりで、聴覚や発話に障害がある方がオペレーター等を介して通話できるもので、パソコンやスマートフォン等にアプリをインストールして事前に登録を行い、そのアプリを利用して通話をするものとなっています。通話料金は、月額料金、税込み178.2円がかかる場合は、携帯電話で通話料1分当たり33円。月額料金が無料の場合は、携帯電話で1分当たり44円となっています。

この電話リレーサービスの周知については「ほっとみたけ」7月号に掲載し、紹介しており、今後も引き続き町ホームページや対象者への啓発を行ってまいります。

以上で、大沢議員の1つ目の質問の答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

詳細な御答弁ありがとうございます。

2点ちょっとお聞きいたしたいと思います。

可茂消防事務組合が各市町村単位で、このNet119について登録説明会をされたというようにございますけれども、御嵩町ではどなたを対象に実施をされたのかお伺いしたいと思います。また、対象となる聴覚障害や言語に障害のある方は、町内には何名ほどお見えになりますでしょうか。まずこの2点、お願いいたします。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

それでは、大沢議員の質問にお答えします。

御嵩町でも利用登録説明会を可茂消防のほうから紹介を受けてやるということで、対象者なんですけど、一応障害者手帳の登録者としまして、聴覚障害者58名、それから言語、そしゃく機能障害者7名の方に通知をさせていただいて案内させていただきましたが、その人数というか応募がありませんでしたので、御嵩町では残念ながら昨年度は実施してはおりません。ただ、

引き続き利用について啓発を行っていただいて、可茂消防のほうからも説明会等はいつでも行っていただけるという御回答をいただいておりますので、引き続き啓発に努めて利用者の説明会をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

連絡をして、呼びかけたけれども参加者がなかったということでもありますので、こういったものがある、どちらの、リレーサービスにつきましてもNet119につきましても、やはり障害者の方に直接お話をすると、出てきて説明をするというんじゃなくて、やはりいろいろな御不便があると思います、障害者の方というのは。そういった中で、やっぱり直接お伝えすることが必要かと思えますけれども、そういったことに関してはどうのように考えてみえますか。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

お答えさせていただきます。

直接こういったことをお伝えするということはとても重要だと思っております。機会を捉えてということではありますが、例えば手帳の交付の際だとか、窓口その他の利用でお見えになった際は当然お話しはできるかと思えますが、あらゆる手段を使いまして啓発をしていきたいというふうに考えておりますし、必ずしも、そういった障害者の登録をされてみえる方以外でもこれは使える話ですので、高齢者の方でも当然使えますので、そういった方も含めまして啓発を努めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。そのような方向で進めていただければ大変ありがたいと思えます。今回、コロナ禍におきまして、このマスクがあるとやっぱり聞こえない人というのはとても困っていらっしゃるという話がニュースなどでも取り上げられていました。聞こえない方は顔の表情とか口の形で相手のものを読み取るということでもありますので、特にこういう緊急事態の中でスポットが当たっている聞こえない方へのバリアですが、聞こえないことのバリアフリーが少しでも進むことを願って質問をさせていただきました。以上で終わります。

それでは2点目でございます。

子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。

2020年3月議会で質問いたしました、国の動きも少しずつ変わってきていますので、再度質問いたします。

御存じのとおり、子宮頸がんは子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、今も年間約1万人近くが子宮頸がんにかかり、約2,800人も女性のほうが亡くなっています。HPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の基金事業として2013年の定期接種となり、小学校6年生から高校1年生の女子は接種を希望すれば無料で接種が可能となっています。一方で、2013年の6月から積極的勧奨を差し控えるとしたため、多くの自治体が対象者への通知をやめたため、7割近くあった接種率が1%未満まで激減しています。

国は、昨年10月と本年1月の2度にわたってHPV感染症ワクチンの定期接種の対応及び対象者への周知についての通知を発出し、市町村に対し、対象者への情報提供の徹底を求めました。これは、積極的勧奨差し控え以後、最も大きな方針転換と言えます。また、本年5月1日の共同通信の報道によりますと、厚生労働省の集計ではHPVワクチンの接種者数が大幅に増えており、2016年に1%未満と低迷していた接種率が、昨年の12月頃には20%近くまでになったと掲載をされていたということでもあります。

1つ目に、昨年10月に国から対象者への情報提供に関する通知が出されていますが、それに対する御嵩町の対応と今後の予定についてお伺いをいたします。

2つ目に、御嵩町においては、令和元年度以前は接種者はゼロであったかと思いますが、昨年度と本年度の接種状況についてお伺いをします。

そして3つ目に、対象年齢が過ぎてしまった接種を希望する町民に対する接種補助についてお伺いをします。

誰一人取り残すことのない救済措置として、キャッチアップ接種の必要性があると考えます。HPVワクチンに関する接種の高まりを受け、定期接種の対象年齢を過ぎてしまった女子の保護者から相談を受けたことがあります。本町においても、2013年6月以降の積極的勧奨の差し控えにより、対象者への個別通知を取りやめました。そのため、情報が行き渡らず、多くの対象者は必要な情報を得ることができずに接種の機会を逃しました。

昨年10月、大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨差し控えによる影響に関する推計によりますと、2000年から2003年度生まれの女子のほとんどが接種をしないまま定期接種対象年齢を超えており、これらの世代がこのまま接種機会を失ったままでは、子宮頸がんの罹患者は約1万7,000人、死亡者は4,000人増加する可能性があるという示唆をされています。昨年度の高校1年生である2004年度生まれの方も、接種率の回復は僅かですので、このままでは今後さらに増

加することが懸念をされます。

本来なら定期接種の対象期間内に必要な情報を得て接種について判断すべきであったところを、その情報を得られずに接種の機会を失った人たちには、改めて接種の機会が提供されるべきだと考えます。自費で接種をする場合は、3回で約5万円かかります。あまりに高額なため、費用が原因で接種を諦めた方もあります。知らない間に定期接種期間が過ぎてしまった方に対し、本町として救済制度を設けることはできないでしょうか。既に青森県の平川市や栃木県日光市、小山市、千葉県浦安市などは独自の助成制度を設けています。情報が得られずに判断の機会を失い、対象年齢が過ぎてしまった接種を希望する町民に対し、接種費用負担の一部を補助することについての御見解をお伺いいたします。

以上、3点につきまして明快な御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

2つ目の質問、子宮頸がんワクチンについてお答えします。

質問は3つに分けてされています。

1つ目、国からの通知に対する当町の対応と今後の予定について。2つ目、昨年度、本年度の接種状況。3つ目、対象年齢が過ぎてしまった希望者の接種費用助成への見解についてであります。

まず、令和2年3月第1回定例会の質問で、大沢議員より、子宮頸がんワクチンについて正しい情報を伝え、接種を判断できる環境づくりを求めとされ、次のような一般質問をされています。質問の趣旨としまして、平成25年6月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差し控えが行われている中で、接種率は国において1%未満に落ち込んでいる。子宮頸がん罹患するリスクは定期接種導入以前に戻ってしまうと推測される。接種の可否を判断するための正しい情報提供と、定期接種期間終了のお知らせをすべきではないかという内容で、それに対する民生部長の答弁の趣旨として、子宮頸がんワクチンについて、予防接種法第5条第1項の規定に基づき、市町村長に定期の予防接種の実施を義務づけているものの、国の通知等に基づき、本町も積極的な接種勧奨を差し控え、個別通知についても国の方針に基づき行っていない。接種に係る予算を確保しつつ、国の積極的な接種勧奨の再開に向けての判断を待っている状況という内容の答弁をしました。それ以降、国において令和2年10月9日付厚生労働省健康局長名にて「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」を発出され、積極的な勧奨とならないよう引き続き留意することとした上で、対象者等へ周知等を行うとともに接種機会の確保を図ることとされました。

また、これまでの通知文中にあった「個別通知を求めるものではない」の部分と「積極的な勧奨を行っていないことを伝えるとともに」の部分削除され、定期接種の対象者等が接種のため受診した場合は「ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で、対象者等が接種を希望した場合に接種することを周知すること」とされました。

質問の1点目、国からの通知に対する当町の対応と今後の予定についてであります。この通知を受け、令和2年10月9日付厚生労働省健康局健康課長名で発出された「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知に関する具体的な対応等について」の通知に基づきまして、「定期接種の積極的な勧奨となるような内容」とならないように留意し、対象者等への個別送付により確実に周知するため、町として、令和2年11月24日に子宮頸がん予防ワクチンの接種についての通知文書を中学校1年生から3年生の女子とその保護者に対し、積極的な勧奨とならないよう、学校を通じ厚生労働省が作成したリーフレットを用いて周知を行いました。この通知目的は、公費によって接種できるワクチンであること、接種について検討、判断するためのものとして、通知対象者は中学校1年生79人、中学2年生85人、中学3年生66人に行いました。今年度も中学1年生に対して同様の周知をこの秋頃に行う予定です。

質問の2点目の昨年度、今年度の接種状況はであります。延べ人数として、令和2年度は接種者13人、今年度は7月末で5人です。

質問の3点目の対象年齢が過ぎてしまった希望者の接種費用助成の見解についてであります。この子宮頸がんワクチンの定期接種の対象者は、標準接種年齢として中学1年生に相当する年齢の女性とし、3回接種することとしています。また、法定接種年齢は、接種日時点で小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女性とされており、この年齢を超えての接種は任意接種となり自己負担で接種することとなります。平成25年4月に任意接種から定期接種となりましたが、全国的に被接種者が接種後に体調不良を訴える状況となり、同年6月より積極的勧奨を控える状況となって以降、現在もその状況に変わりないことや、本町において、ワクチン接種後に重篤な症状が現れた方の事例を経験していることなど、子宮頸がんワクチン接種に係るこれまでの経緯があること、また、子宮頸がんワクチン接種が予防接種法の定期接種と規定され、一定の期間内の予防接種であることを踏まえ、その期間、年齢を超えた方への接種対応は、国において検討され、規定するものであり、任意接種としての町独自の補助は考えておりません。国のリーフレットにも記載されていますが、私たちにできることとしまして、子宮頸がんワクチン接種のほか、早期に発見するため、二十歳以上の方には子宮頸がん検診の受診をお願いしており、接種の有無に関わらず、定期的な2年に1回の受診をすることが大切であり、毎年対象者にお知らせをしています。自己負担は1,000円、二十歳の方は無料です。子

宮頸がんワクチンが予防接種法の定期接種に位置づけられている中で、国において専門家による評価を行うとともに、国民への情報提供を進めつつ積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定であるとされており、今後も本町としてその動向を注視して対応してまいりたいと思います。

以上で大沢議員の御質問の答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

再質問をお願いいたします。

厚生労働省のリーフレットは、小学6年生から高校1年生相当が対象というふうに明記されています。昨年度は11月24日に通知文書を中学生のみに出されていますが、せっかく通知していただいても昨年の高校1年生は対象としていなかったことになりませんが、町の判断で対象者から省いたということでしょうか。

また、今年度は中学1年生のみに、秋頃に通知をすると言われましたが、小学6年生には通知をされないのでしょうか。また、1年の半分過ぎてから出しているのは、半年で3回接種しますので、次の年にかけて接種することになります。1年の始まりの時期に通知することは考えてみえないのでしょうか。まず2点お願いいたします。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の質問にお答えします。先ほどの私の、答弁でも述べておりますが、標準接種年齢として中学校1年生に相当する年齢の女性ということで、国のほうでも進められております。その中で、昨年は11月に中学生1年生から3年生までを対象として通知をさせていただいたというものであります。さらに、小学校6年生への通知はしなかったのかという答えについても、今の見解を踏まえて小学校6年生の方には通知をしませんでした。

あと、今回中学校1年生への秋の通知についての御質問をいただいたと思います。これにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種が今年になりまして最優先で実施することとなりました。国を挙げて一斉に準備が始まり、当然ながら接種を行っていただくクリニックの先生との接種日程の調整とか、まず新型コロナワクチンの接種を優先するというところで調整をさせていただいたところでもあります。

また、ほかのワクチンの接種の予防接種間隔が13日を空けることということがあります。

混乱も想定して、優先順位の中で子宮頸がんワクチンの通知がこの秋になってしまったということでもあります。ただ、できる限り早く通知できるように今準備をしているところであります。先ほど申し上げましたとおり、標準的な接種スケジュール上は大きな問題はないのかなというふうに考えておりますが、いずれにしても、個別通知というところではなかなかハードルは高いところではあります。通知については速やかにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

やっぱり、今回積極的勧奨は差し控えということで影響を受けた世代の方たちが見えます。本人たちは何の過失もない中でこういった不利益を被ってしまうというのは、やはり個別通知をしてこなかった町にも、国が国がと言われますけれども、一端の責任も当然あると思います。せめて御嵩町の子供だけでも御嵩町で守ろうという思いにはならないのでしょうかということがとても自分の中で憤りを感じている部分でございます。こういった接種に対する補助を行っている自治体もあるわけでありますので、できないことではないと思います。何とか御嵩町の子供だけでも守ろうという姿勢に立っていただけることをお願いしつつ、私の質問を終わらせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

一般質問は最後になりました。

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

議長のお許しをいただきましたので、私からは、環境モデル都市について一般質問をさせていただきます。

2020年10月26日の菅内閣総理大臣の所信表明にて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を示されました。その中では、温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想の転換が必要であると指摘されています。

また、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資のさらなる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組

むとされています。さらに、4月22日から2日間開かれた気候変動サミットにおいては、2030年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013年度に比べて46%削減することを目指すことを表明されています。従来の目標が26%の削減ですから、大幅な目標の見直しとなります。また、現在の御嵩町の目標は24.6%の削減ですから、国の目標に合わせるのであれば、目標を再設定することとなり、かなりの努力が求められることとなります。国際会議の場での表明とあっては、次の内閣でも目標は継承されるかと思いますが、このような国の計画変更は、御嵩町地球温暖化対策実行計画及び御嵩町環境モデル都市行動計画に影響を与えるのでしょうか。

また、国が改めてカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことを表明し、あるいは、さらに加速させる意思を示したとあれば、これまで温室効果ガスの削減に取り組んできた環境モデル都市である御嵩町の重要度もさらに増すのではないのでしょうか。

御嵩町は、2013年3月15日に環境モデル都市に選出されました。ちょうど平成25年第1回定例会が開かれていた日であり、町長の挨拶の際に、その吉報が伝えられております。再募集の際に、25都市の中から7都市追加に選ばれたとのこと、大変名誉なことであり、そして大変な御苦労をされて勝ち取ったものであると推察いたします。

これまで大切にしてきた環境モデル都市ですから、国の取組に乗じて持続可能な低炭素社会の実現に向けて、先駆的な取組にチャレンジしてきた環境モデル都市、御嵩町を今後さらに飛躍させるチャンスではないのでしょうか。

3月17日に開かれた総務建設産業常任委員会にて、私から、環境モデル都市について国から何らかの指針や方向性のやり取りはなかったのかをお尋ねしました。その際には、国からの通知はなかったとの回答を得ています。非常に不思議かつ残念なことではありますが、それならば、ぜひ町側から国にアピールしていただき「環境モデル都市みだけ」の存在感を示し、さらなる飛躍につなげていただきたいと思います。また、国が投じる予算を見逃さず、町の環境施策の向上につなげていただければと思います。

御嵩町の環境政策に触れていきたいと思えます。御嵩町地球環境温暖化対策実行計画及び御嵩町環境モデル都市行動計画第二次改訂版では、森林の再生、公共交通の再生と次世代自動車への転換、家庭・事業所での削減活動、分散型エネルギーへのシフト、人づくり・場づくりの推進という大枠で5つの取組方針の下で、33の具体的な取組が示されています。

こういった御嵩町の取組は、年度ごとの評価結果が内閣府のホームページで示されています。公表されている令和元年度の評価結果を見ますと、御嵩町の特色である森林経営信託方式や森林保全活動は評価されている一方で、新型コロナウイルスの影響で環境フェアが中止となったことが影響したのか、取組の普及・展開の評価点は前年より下がっております。恐らくですが、令和2年度の評価でも北海道下川町への学生の派遣や林業体験などのイベント型の行事の多く

が中止となり、点数が上がりにくい状況かと思いますが、これは致し方ないことかと思いますが。また、同様に、今年度についても新型コロナウイルス感染症が終息する兆しも見えず、長期戦となっています。コロナの影響でできること、できないこともあろうかと思いますが、現状でのベストを尽くされることを期待しています。例えば、環境学習や講座などはインターネットや動画などでできることもあるのではないのでしょうか。コロナ禍の中でも環境施策を止めない工夫はできているのでしょうか。

また、環境学習の成果などは、中山道みたけ館や庁舎などの展示発表は行われていますが、より多くの方に見ていただくことが重要です。こちらもインターネットを介してできないものではないでしょうか。現在、ユーチューブの御嵩町公式チャンネルでは、御嵩町が環境モデル都市であることは伝わってきません。公式チャンネルの充実という意味でも、環境学習のコンテンツや成果発表など、公式チャンネルで発信することはありませんか。

今回、環境モデル都市について一般質問の原稿を書いておりますと、やはり環境を考えるよい機会となりました。この一般質問の原稿を書いたのは8月中旬の暑い時期でしたが、強めに効かせていた部屋のエアコンの設定温度を少し上げてみました。全ての家庭が節電チャレンジに参加するわけではありませんが、こういった個々人の取組が環境モデル都市の目指すところだと思います。そういった意味では、より多くの方々に環境について考える機会を設けることは大切です。

現在、御嵩町では環境について考える機会は何だけあるのでしょうか。「ほっとみたけ」などで宣伝されている節電チャレンジの募集や、公共施設で行われる環境関連の展示、お子さんがおられる家庭では、学校を通して環境について考える機会もあるかと思いますが。また、環境フェアも重要な役割を持っていますが、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響で開催できるかは不透明です。環境を考える機会をより多く確保し、また失わないためにも、例えば新たに環境モデル都市の日を制定するなど、より環境モデル都市の周知を図っていただくことが重要です。今後、環境モデル都市としてどのような周知宣伝を行っていくのでしょうか。

5点質問いたします。

1点目、菅内閣総理大臣の所信表明や気候変動サミットで示された国の目標変更は、御嵩町地球温暖化対策実行計画及び御嵩町環境モデル都市行動計画に影響を与えますか。

2点目、国が環境施策を加速させることは、環境モデル都市の価値を高めるチャンスだと思いますが、環境モデル都市として御嵩町の価値を高めるために国に働きかけを行うことはありますか。

3点目、コロナ禍の中でも環境モデル都市としての取組は、可能な限り行うことが大切だと思いますが、施策を止めない取組はできていますか。

4点目、ユーチューブ御嵩町公式チャンネルで、環境モデル都市関連の動画を発信することはありませんか。

5点目、環境モデル都市をより周知するために、どのような取組を行いますか。

以上5点、御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、清水議員からの環境モデル都市についての5つの質問にお答えさせていただきます。

御嵩町が環境モデル都市となった経緯は御承知だとは思いますが、産業廃棄物最終処分場の計画、住民投票を経て、高まった住民の環境に対する意識を尊重する形で環境基本条例を制定するとともに、環境基本計画に基づき様々な環境への取組を行ってきたことを踏まえ、平成20年に応募したことに始まります。落選となりましたが、応募した市町村で構成された低炭素都市推進協議会の幹事都市として、応募時に提案した事業に取り組んできた実績を基に、平成24年に再度応募いたしました。2度目の提案では、過大な目標設定をすることなく、将来の取組について何らかの形で着手している内容に絞り、実現可能な内容として提案したものです。内閣府での選定ヒアリングでは、他の自治体が個性ある高い目標値の提案を示す中、御嵩町の実態に基づいた目標数値が逆に日本の御嵩町規模の自治体にとっての現実的な内容であると評価を受けました。このことが環境モデル都市として認定された理由であると考えています。

それでは、質問の1つ目、国の環境目標変更は、町の環境モデル都市の計画に影響を与えるかであります。

菅内閣総理大臣の所信表明や気候変動サミットを受けて、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正が行われました。この改正法の基本理念において、「国民並びに国、地方公共団体、事業者等の密接な連携の下」とした上で、「2050年までの脱炭素社会の実現」と国際的な流れの加速に合わせて明記されたという点では大きな意味があり、御嵩町の環境モデル都市としての数値目標は、決して過大ではありませんでしたが国に準じて高くするなど、今後目標値の変更や目指すべき姿としての影響があると考えています。

2つ目の環境モデル都市としての国への働きかけは行うかであります。

従前は、環境モデル都市にふさわしい木造の新庁舎に係る要望事項など、地元選出国會議員を通じて国に働きかけを行っていましたが、このコロナ禍でそうした機会は難しくなっています。ほかにも、岐阜県町村会を通じた国・県への要望活動が行われており、令和4年要望とし

て公共交通の再生、再生可能エネルギー設備の導入や維持管理、更新等に対する財政的支援について要望を行ったところです。

3つ目のコロナ禍の中でも環境施策を止めない取組はできているかであります。

環境モデル都市の事業は5つの取組方針の下で行っており、コロナ禍であっても森林経営信託による森林の再生や、次世代自動車への転換、太陽光発電システムの補助制度や節電チャレンジなど、家庭での削減活動など施策が止まったわけではありません。北海道下川町への派遣事業は中止しましたが、今回の補正予算でも代替事業として全世代型体験型環境教育プログラムを計画し、人材育成や啓発につながる事業にも取り組んでまいります。今後も、コロナ禍であってもできることを実施していきたいと考えています。

4つ目のユーチューブ御嵩町公式チャンネルで環境モデル都市関連の動画を発信する考えはあります。

ユーチューブの活用については、昨年第4回定例会においても清水議員から御提案をいただいたように、町を超えた対外的なPRが主たる目的となります。御嵩町の公式チャンネルの掲載コンテンツに対する視聴回数は増えているとまでは言えない状況であり、現時点では、私の固い頭でイメージする温室効果ガスの削減を目的とした環境モデル都市関連の動画を配信するよりも、広報紙や講座など、直接住民の方に届く手法で啓発を行うことのほうが効果的だと考えています。しかし、手法については今後も進化させていく必要もありますので、引き続き、清水議員の斬新なアイデアもお願いしたいと思います。

最後に、環境モデル都市をより周知するためにどのような取組を考えているかであります。

環境モデル都市であることの周知については、現状では町の広報紙やホームページ等での掲載のほか、小・中学校や高校から講師派遣を依頼される環境学習の場において、冒頭でお話した産業廃棄物最終処分場と住民投票、環境基本条例、そして環境モデル都市へと続く流れから、環境に対する意識の醸成に努めています。清水議員御発言のとおり、これら周知だけではなく、環境について主体的に考えていただける機会を増やしていくことが必要だと考えています。

今後も、可決いただいた体験型プログラムなど様々な場所や方法で環境について考えていただけるよう努めてまいりますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございました。

1点目、国の目標変更というのは、やっぱり御嵩町にも影響を与える可能性はあるということで、国が目標を高めるということはやはり予算をつけるということの意味合いもかなりあるかと思しますので、その予算を見逃さずにしっかり施策につなげていただきたいと思います。

3点目についても補正予算で、この原稿を出した後に見たのでちょっとびっくりしたというか、しっかりやられているなあというところを感じましたので、引き続きお願いいたします。

4点目のことなんですけど、ユーチューブの御嵩町公式チャンネルでの動画配信は考えていないということなんですけど、もちろん住民に対して広報紙やらそういったことで周知をするということはとても大事だと思うんですけど、対外的にやはり環境モデル都市というのは全国にそうあるものでもないので、しっかりここを強みとして対外的に発表していただきたいというのは、やはりモデル都市ですからね。ほかの市町村のモデルとなる町なので、しっかりと発信する義務があるかと思うんですけど、その点ちょっとどう思われているか御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

確かに、環境モデル都市としてのPRをやっていくというのは大切なことだと思います。ただ、本当にユーチューブというのは御承知のとおりだと思います。本当にいろんなところから注目を浴びていろいろ高めていく、そういったものになっていきます。先ほども言いましたように、例えば学習コンテンツとかいったお話もありました。そういったものなんかを出していくということも確かに必要かとは思いますが、実際に私たちも環境教育とかいろんな場でやっているときは、例えば地球温暖化センターとかそういったところで作っていただいた専門的なビデオなんかを活用してやらせていただいているところを考えると、かなり専門的であり、そういったところというのはそういった方たちにお任せしていきたいというところがありましたので、あえてここでいうところではないというような思いがあって、住民に直接手の届くやり方という御答弁をさせていただいた次第です。

[1番議員挙手]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

環境学習というのが専門的だというのは確かにそのとおりだと思いますが、そこから何を学んだかというのをしっかりやっぱり住民目線でそういうところもかみ砕いて発信していくことも必要なあと思しますので、これは私の意見ですが、それもちょうと御留意いただき今後の

活動をしっかりやっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

議長（高山由行君）

これで清水亮太君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時30分とします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の委員会付託

議長（高山由行君）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第6号までを質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

質疑の方法ですが、確認しておきますけど、自分が入っていないほうの常任委員会のものを総括として質疑してください。それと、1議題につき何点かある方は手を挙げて、その場で何点かを一度に質疑してください。質疑の回数は2回までとします。3回目は議長の許しがあったらということですので、議長の許しを得て3回目に質疑していただきます。よろしくお願ひします。

初めに、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

1点、お聞きしたいと思います。

主要な施策の成果に関する説明書の9ページになりますかね、9ページの一番上になりますけれども、今年の1月に県議会議員選挙がありまして、県のほうから960万円どれだけの委託金が入ってきて、町の持ち出しが何万円ですか、40万円かどれだけを出しているんですけども、基本的には委託費のうちで何とかやるというような私は感じていたんですけども、以前

はかなりのお金が来まして、パソコンを買ったり選挙用の記載台を買ったりしたんですけれども、これほど持ち出しがあったのは原因は何でしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの山田議員の御質問についてお答えいたします。

今回の知事選ですけれども、共通投票所ということで各投票所にパソコンを2台ずつ配備しました。8台購入しております。こちらが大体59万円ほどかかっているわけですが、この選挙委託金の対象となる金額が決まっております、このうちの13万円ほどが対象であったということで、差額の46万円ぐらいはどうしても一般会計からの支出ということになっておりまして、今回足が出ている形になっておりますので、よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

主要な施策のほうの17ページですが、中ほどにあります低炭素まちづくり基金積立金について少しお伺いします。

説明では、固定買取りが終了して売電の料金がとても下がったため減収したという説明でしたけれども、売電料金が下がった施設はどこどこですかということ、それから、この基金の使い道ですが、環境教育に充てるということになっていると思いますけれども、これから収入が大幅に少なくなるころではありますが、今までに何か使ったことがあるか、それから、これからはどういうふうに使っていくかということをお伺いします。

議長（高山由行君）

環境モデル都市推進室長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

ただいまの安藤議員の御質問にお答えします。

まず最初に、減収した売電の原因になった施設がどこかということになりますので、さんさん広場とわいわい館になります。あと、低炭素まちづくり基金の今まで使ったことがあるかということですが、現在基金の取崩しをして使ったことはありません。

何に使うかということに関しましては、低炭素まちづくり基金に関しましては、御嵩町基金条例におきまして設置目的や処分方法が明示されております。この基金の設置目的につきまし

ては、低炭素コミュニティの実現を目的とした事業の財源に充てるということであり、処分法が2つございます。1つ目が再生可能エネルギーの発電設備等の維持管理、または更新に関する事業の財源、あともう一つが環境教育等に関する事業の財源に充てる場合となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

ちょっと2点、お伺いします。

26ページの住民環境課で、一番下の段ですけれども、可茂衛生施設利用組合施設運営・し尿、じんかい、可燃物、不燃物処理事業で、御嵩町は各市町村と比較して負担金は高いのか低いのか、またどれぐらいの位置であるのかということをもまず1点お聞きすると、次に31ページの障害者自立支援給付費なんですけど、障害者への各種サービス給付を実施し、障害者への自立的、日常的な、就労への支援を行ったということで書いてあるんですけども、実際これは就労につながった実績というのはあるやなしや、あったとしたらどういうのがあったか、この2点、お伺いいたします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

1点目、住民環境課長 石原昭治君。

住民環境課長（石原昭治君）

それでは、福井議員の1点目、可茂衛生施設利用組合の市町村負担金の御嵩町のほうで、可茂地区全体に対してのどのぐらいの割合なのかということに関して、回答いたします。

令和2年度におきましては、御嵩町、可茂地区全体の市町村負担金におきましては8.4%であります。人口的な割合としてはやはり、可児市とかそういったところに比べますとかなり低いということになってきます。

御嵩町全体の市町村負担金としましては、この主要施策にあります火葬場の負担金も含めまして約1億8,500万円、可茂市町村全体の市町村負担金は令和2年度におきましては22億600万円ということであります。

近年におきましても同じような推移、大体8%台のほうで推移をしているという状況でありまして、今後としても同じ推移でいくというふうには見込んでおります。以上でございます。

議長（高山由行君）

2点目の答弁を求めます。

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

2点目の質問についてお答えいたします。

障害者自立支援給付金における就労のための支援については、一般雇用や障害者雇用による企業や官公庁等への就労を希望する方へ一定の必要な訓練を行う就労移行支援と、一般企業・官公庁等で就労が困難な方、これらの方が一定の支援のある職場で働くことができる場を提供する就労継続支援に分かれております。

このうち、就労移行支援によって企業や官公庁等に就労につながった方というのは今のところおりません。ですが、年度末時点で就労に向けて支援を行っている方は2名いらっしゃいます。また、就労支援を受け、一定の支援のある職場で雇用契約を結んで働いている方、こちらは年度末時点で26人、障害や体調に合わせて自分のペースで働くために、雇用契約を結ばず軽作業など就労訓練を行っている方、こちらは25名おられます。

また、障害者自立支援給付金の支給を受けていない方が就労している数については、御嵩町での人数は把握しておりませんが、厚生労働省岐阜労働局が障害者雇用の促進等に関する法律に基づく報告を集計して結果を発表しております。その結果、岐阜県の数値になりますが、令和2年6月1日現在で7,802.5人、障害者の方が就労しているという発表がなされております。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

それでは大きく3点、私ちょっと質問させていただきます。

まず、主要な施策に関する説明書の8ページの土地開発基金、それから歳入歳出決算書の193、194、195、196ページにわたりますが、土地開発基金のほうですが、決算年度末の残高ですが、令和2年度に中切地内の土地取得、先行投資で197万1,437円で処分をされておりまして、基金のほうは1億9,924万652円になっておりますが、194ページのところですが、決算年度末増減高が195万463円の減少ということなんです、これは先ほどの土地取得の分も入っておりますと思います。あと、利子の積立金、この8ページのところの2万974円、これもここに入っているということなんですかね。これは利子で積立で増えるわけですから増になるんじゃないか、そこら辺のところ、理解がちょっとできなかったのを教えていただきたいという

ふうに思います。

あと、基金条例の中で、土地開発基金は定額運用基金になるということなんですけれども、基金の処分もできるということになっていますが、その中で5条の3項で、減少した場合に、定額運用基金の額が別表第2に掲げる額、別表第2に掲げる額は2億円なんですけれども、2億円を下回ってはならないということになっておりますけれども、今回1億9,000万円ほどになりますのでこれは下回ったわけですね。それをどのように解釈するのか教えていただきたいと思います。

それから2点目ですが、同じく歳入歳出決算書の193、194ページですけれども、基金の運用管理について、会計課長にちょっとお尋ねしたいと思います。

昨日私一般質問したわけですけれども、今後大型プロジェクトを控えまして緊縮財政になっていくというふうに予測をされるわけですけれども、財源を生むためにも基金をどう運用するかが大事なことじゃないかなと思います。基金条例では、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならないとなっていますし、その表の下段、幾つか金融機関があるわけですけれども、その預金方法をどんなふうにされてみえるか、お聞かせください。

もう一つ、積立基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるというふうになっておりますけれども、それをされておりますか。その点も2点お伺いします。

それから最後に、主要な施策に関する説明書の15ページですけれども、特定鉱害の復旧事業ですけれども、今回1,562万4,290円を国の特定鉱害復旧事業等の基金から負担金を入れてみえますけれども、岐阜県の基金は当初約5億円で、平成22年に顔戸の大規模陥没があって、そのときに大幅に使われて、平成24年度末で2億5,000万円ほどになったということなんですけれども、御嵩町以外、他市中津川のほうでもそれ以外、特定鉱害で基金が使われて、現在2億円程度かなあというふうに予測されるわけですけれども、令和3年度では長瀬洞地区で陥没で1億7,200万円ほど使うわけですから、本当にこれ基金が枯渇してしまわないかなあというふうに思うわけです。

私ちょっと調べてみましたが、全国の方ですけれども、特定鉱害復旧事業等の基金ということで幾つか造成されている法人があり、全国に12の法人があります。岐阜県の経済産業センターや特定鉱害復旧事業センターなど、12法人があって、そこに平成30年度末で340億円ほどの基金があるということで、これネットに出ていましてちょっと見たわけですけれども、全国でそれだけあるということなんですけれども、そういった全国からのそれぞれの法人から岐阜県産業センターのほうに振り分けていただけるかどうかは分かりませんが、そういっ

たことも可能かなと思うわけですが、今後積み増しをどうするのかということなんですけれども、その辺は何か情報をつかんでみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。以上。

議長（高山由行君）

奥村議員に最後の質問をちょっと確認しますが、積み増しの状況を聞くのか、最終の今の金額も知りたいですか。

3番（奥村 悟君）

はい、お願いします。金額と積み増しのほうと両方、2点お願いします。

議長（高山由行君）

分かりました。

まず1点目、基金について2点ほどありました。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、奥村議員の質問にお答えいたします。

まず、決算の増減額につきましては利子と土地購入費の合算といたしますか、合計した金額となっております。年度末残高の今後の考え方ですけれども、今後の公社の在り方も踏まえまして、基金をまたここ、2億円まで戻すのか、切り崩すのか等は今後もまた検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

次に、基金の運用について。

会計管理者 丸山浩史君。

会計管理者（丸山浩史君）

それでは、奥村議員の2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

結論からまず申し上げます。

まず、基金の出納閉鎖後現在高は、総額で約51億7,000万円でございます。その保管方法は、以前より指定金融機関及び収納代理金融機関などにおいて、それぞれ定期預金、普通預金として確実かつ適正に保管をさせていただいております。したがって、もう一点目の御質問、有価証券としての運用は今のところ行っておりません。

定期・普通預金の内訳としましては、総額の約96.4%、49億8,000万円余りを定期預金にしております。残り3.6%、約1億9,000万円を普通預金として保管しております。決算書の193、194ページにそれぞれ金融機関ごとの預金総額を掲載しておりますので、お目通しをお願いします。

最後に、そのような保管方法をしている理由を申し上げます。

まず会計管理者の重要な役割の一つに、現金の保管があります。

地方自治法でも奥村議員がおっしゃったとおり、地方公共団体の現金については確実で有利な方法により保管する旨の規定がございます。また、御嵩町におきましては、資金管理及び運用基準というのを設けております。基金の管理並びに運用の規定に基づき、適正に運用をしているところでございます。今後も引き続き、安全かつ有利な運用に心がけてまいる所存ですので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

3点目、亜炭鉱廃坑対策室長 早川均君。

亜炭鉱廃坑対策室長（早川 均君）

それでは、奥村議員の御質問に御回答させていただきます。

岐阜県の特定鉱害復旧事業等の基金でございますけれども、基金の造成時に当たりましては4億9,000万円ほどあった基金でございますけれども、令和2年度末、令和3年3月末でございますけれども、3月末現在では約1億7,700万円程度と、当初比で36.1%という基金残高で、非常に乏しくなっているという状況でございます。

今後でございますけれども、県におかれましても国に要望活動を行っておられる上で、他県とも情報共有、それから情報交換を図りながら、今後は連携を図って国への要望活動を進めていかれるということをお聞きしております。本町におきましても、基金の積み増しなどにつきまして、県に対して要望活動をこれまでもこれからも行っていくというところでございます。また、町議会といたしましても御支援くださいますと大変ありがたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

1点ですが、総務防災課長にお聞きしたいんですけれども、先ほどの基金の土地開発基金ですけれども、条例上は2億円を下回ってはならないということになっているわけですが、先ほど、今回土地を買ったということで1億9,900万円ほどなんですけれども、それはいいんですかね。そこら辺のところですね。もう一つ、基金については国民健康保険の貸付基金があるわけですが、これは300万円と決められているんですけれども、これは今500万円ほどあって、それは条件を超えておりますのでいいわけですが、そこら辺の解釈というか意味というか、それだけすみません。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

土地開発基金は2億の定額運用、2億を下回ってはならない、条例に書いてあると、それは十分把握しております。

今回防災コミュニティセンター南側を買ったということで、町長の答弁にもありますけれども、現在庁舎に向けて、土地代についてはこの土地開発基金を活用していこうというのがあります。決算を締めた段階では2億円を切っておりますけれども、庁舎整備で土地購入も控えており、将来的にはこの土地開発基金は廃止ということも想定にはあります。この状態でまずはいきたいと思っておりますので、お願いします。

3番（奥村 悟君）

分かりました。それが聞きたかったんです。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

1点だけお伺いします。

住民環境課のほうですね。24ページの自治会活動とこちらのごみ処理費のほうと両方にまたがる問題なんです。御嵩町では今自治会の加入率が、前一般質問したときは7割ほどというふうに伺っていますけれども、今、自治会に入っていない方のごみの出し方というのが非常にあちらこちらで問題になっているようです。自治会によっては鍵をかけたか、住民しか知らない番号で住民しか出せないとか、それから大きな看板を出したりとか、いろいろ対策はあるんですが、町としてはどこに出してもいいよということだと思っておりますけれども、そこで、自治会の加入率を上げるというのは非常に、なかなか難しいかと思っておりますけれども、まずはそのごみの出し方のルール、転入者への徹底とか外国の方とか、そういったことについて広報でもやっておられると思っておりますけれども、そういったごみについての現状と、それから何か今後こういったことは多分いろいろ住民環境課のほうでもいろいろ把握してみえると思っておりますので、何か今後の展望というか取組方法があれば教えてください。

それから、環境フェアなどでは当初ずっと御嵩町は分別とか油をみんなで廃油石けんにしたとか、いろんな啓発活動をずっとやってきたんですが、ここ何年か環境フェアはないですけれども、そういった分別なんかのPRもされていないので、いろんな機会を捉えてやっていただいたらいいんじゃないかなと思っておりますが、その辺りの見解をお伺いいたします。

議長（高山由行君）

すみません、特に決算とはあまり関係ない質問でありますけど、よろしかったですか。

答えます。住民環境課長 石原昭治君。

住民環境課長（石原昭治君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

岡本議員のごみの出し方と自治会のマナーのほう、こちらについて住民環境課でもいろんな苦情は承っております。いろんな、自治会に関しては自治会個別の様々な問題があると思います。そういったものについては、こちらとしてもお聞きをしながら、また自治会長、それから環境監視員さん、こういった方にそういった事情などを聞きながら、相談しながら協議してやっていきたいということで考えてはおります。

それから、住民環境課内でも、少しそういったごみの出し方について、まだなかなか説明が行き届いていないということもありましたので、転入された方、それから外国人の方、こういった方について、もう少し分かりやすい案内のそういったチラシ、外国語に今翻訳するということも考えながら、周知のほうを図っていききたいというふうに考えております。

それから、環境フェアなども中止になってそういったことがなかなか行き届いていないということもあります。コロナ禍でなかなかその辺のところは難しいということもありますけれども、ちょっと地道になりますけれども広報紙、それから回覧のほうについて周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

よろしいか。

11番（岡本隆子君）

はい、すみません。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

説明書の19ページの一番上のまちづくり課の販売促進事業についてですが、この販売促進事業の委託先と、昨年と同様の決算金額になっておりますので、全額委託されているわけですが、この一番上の主な施策の成果のところには、いろんなところで販売促進事業として販路拡大を図るために参加者でキャラバンといいますか、実施したということがありますが、その説明書のその下の段のところでは、ネット販売を意識したマーケティングの展開や通販サイト立ち上

げの検証など、生産者組織の自主運営を促進したとございます。こんなコロナ禍でございますので当然のことだと思えますけれども、この辺の成果・効果というのはどのような形で現れているかということをお聞きしたいと思います。

議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、大沢議員の質問にお答えいたします。

成果としましては、マーケティングの展開や通販サイトにつきましては楽天ページの「飛騨・美濃すぐれもの」という中に、みたけとんちやんとカフェ・ド・イワイさんのドレッシングが通販サイトで購入できるようになっております。年々こういうPR事業等も含めまして、みたけのええもん等の販売を促進できるように努力してまいりたいというふうに思っております。

今日、明日、あさってにもラスパ御嵩で、ちょっとコロナ禍の中なんですけど、ええもんの紹介ということでパネル展示を今行っておりますので、もし御都合がつけば御覧になられてはというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

3点についてお伺いをしたいと思います。

まず第1点であります。主要な施策の成果の説明書の27ページの保険長寿課の関係ですが、高齢者生きがい活動支援センター指定管理委託ということで約600万円、これはふらっとハウス、あっと訪夢でありますけれども、ここの主要施策の成果等に関する報告書の中に、年間利用者がもう8割ぐらい減っておると。これはコロナの関係で利用者が激減したということがあると思うんですが、こういう場合の指定管理料の取扱いというのは、これは後から精算という形を取るのか、ある程度利用人数に応じて、その指定管理の業務等についても算定をした中で指定管理料というのを算定されると思うんですが、その辺がどういう形になるかということですね。

それから、そこに記載されておる活動支援センターの業務拡大と利用者増を目的としてという表現がありますが、この業務拡大というのは何を意味しておるか。通常の高齢者の生活指導及び日常の動作訓練等、これは通常行為ですよ。それ以外に業務拡大というのは何を意味

しておるのかということがまず第1点であります。

それから2点目であります。28ページのシルバー人材センター委託というところの項目で153万9,000円計上してあるんですが、これは老人憩いの家の日常管理業務の委託料ということで、シルバーセンターに対する支援とかそういうものではないということですね。その確認と、現在御嵩町のシルバーセンターについては、運営がかなり厳しい状況に追い込まれておるといふ報告を受けております。そのシルバーに登録される方もかなり高齢化してきて、非常に人材の確保と、それから業務遂行について大きな支障が出ておると、運営資金もいよいよ底をつくというような状況にありますという報告を受けておりますが、御嵩町はシルバー人材センターに対して業務委託でいろんな仕事を出しておると思うんですが、ある程度民間からのシルバーセンターに対する要望だけじゃなくて、行政の委託業務として、シルバーセンター、人材の雇用者との安定を図っていくと、そのためにある程度一定の年間通じて業務を提供するというようなことも行政側の支援としては必要じゃないかというふうに考えておりますが、その辺のところはどういう状況でどのような考え方を持っておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、なお、この老人憩いの家の日常管理業務委託というのは、先ほど申しました生きがい活動支援センター指定管理委託とは違う形態、形態が違うかどうかということですね。その辺のところを、これはなぜかという、27ページの一番上のところに、ふらっとハウスの利用者、あっと訪夢の利用者、老人憩いの家の利用者と3つ記載がありますので、その辺の取扱いのところはどういう状況にあるかということをお教えいただきたい。

それから、次に3点目であります。33ページ、中保育園の指定管理運営の民間保育園運営補助金相当ということで997万円ほどが計上されております。この中に、近い将来、庁舎建設のほうに付随して予定地内に移転をするという構想の中で、予定地の用地取得とか基本設計等の業務委託の支援というのがこの中に含まれておるかどうかと。これはあくまでも民間が建設ということですので、基本は公共の場合は、御嵩町は土地を提供するということだというふうに理解しておりますけれども、あとは民間が主導的にやっていただくというスタイルで、児童館の取扱いとは違うと思うんですが、その辺のところはどういう状況にあるかということですね。それは次のページの35ページの中児童館基本設計業務委託で156万円計上してありますが、これは、町が児童館の建設主体として、基本設計業務を手がけていくということですが、ここも建設用地の取得及びその手続、さらには設計業務という形で、取りあえず芽出しで156万円計上しておるんですが、この辺の関係がもし分かれば教えていただきたいと、そういうことです。以上であります。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

1点目、2点目、保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの谷口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、高齢者生きがい活動支援センターの指定管理料につきましては、こちらにつきましては休館していた期間がございますが、その間、職員は施設に来て清掃やら事務やらといったところで施設管理は確実に行っておりましたので、そちらについて減額はしませんでした。

あとシルバー人材センター、老人憩いの家の管理というところですが、こちらにつきましては委託契約でやっておりますので、シルバー人材センターに対する支援ということではありません。あくまでもその老人憩いの家の管理に対する委託契約のところとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

あとシルバー人材センターにつきましては、今谷口議員もおっしゃられましたように、会員数の激減やら高齢化といったところは問題になるというところは担当のほうも危惧はしております。今後はシルバー人材センターが活用できるような福祉サービス等を検討していき、また今女性が少ないというところもありますので、女性の会員が増えるようなそういった福祉サービスを検討できればと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

あと事業拡大というところがございますが、こちらにつきましては、今指定管理のほうで業者でやっていただいておりますが、そちらのほうで指定管理の業者が近畿でもやっているというところで、そういった違ったメニューのものも今後、御嵩でも提供ができないかといったところを今指定管理業者と協議をしながら進めているというところでもありますので、よろしく願いをいたします。以上で終わります。

議長（高山由行君）

3点目、福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

3点目の質問についてお答えいたします。

中保育園指定管理運営における民間保育園運営補助金相当という中に、新たな新中保育園の移設・新設に係る費用が考慮されているかという質問でございますが、こちらについては、現在の中保育園の運営に関する費用となりますので、そちらは含まれてございません。また、次のページの中児童館基本設計業務委託につきましては、議員のおっしゃられるとおり、町が建設するものでございますので、そちらに関する費用となっております。以上でございます。

議長（高山由行君）

よろしいか。

12番（谷口鈴男君）

はい、結構です。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願い申し上げます。

議長（高山由行君）

次に、認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（高山由行君）

次に、認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを

議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（高山由行君）

次に、認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

主要施策の説明書の57ページ、包括的支援事業・任意事業、生活支援体制整備事業の社会福祉協議会にコーディネーターを委託しておる関係の、令和3年度から地区社協が第2層協議体となることに合意しましたという記載がございますが、これがどういう意味なのか教えていただきたいと思っております。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

まず生活支援コーディネーター、昨年もこの場で少しお話をさせていただいたかと思っておりますが、生活支援コーディネーターに、より地域に足を運んでいただいて地域の課題を地域の皆様と話し合いながらサービスにつなげていくということになっておりますが、今まで生活支援コーディネーターが把握してきた課題等に対して、今後は、その課題に対してどう取り組んでいくかといったような段階に入ってきております。その地域の課題を、その地域の実像をよく知

っている方へ相談していただくために、社会福祉協議会の地区社協をその地域をよく知っているとことと、第2層協議体ということと今後話合いをしていくということになります。

ちなみに、第2層というものは、御嵩町全体の課題というものがあると思いますが、その課題については介護サービス事業所やケアマネ等と通じて御嵩町全体で話し合っていくのが第1層となります。あと、それらの課題に対して地域で様々な課題が、また違う課題が出てくると思いますし、各地域によってその課題の内容も違ってくるといったところで、地域の課題をその地域で向き合っていくのが第2層ということになりますということと、今回その地域の課題のほうの解決に向けてということと、地区の社協さんをお願いしていくということになりましたので、よろしくお願いをいたします。

12番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（高山由行君）

次に、認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

1点、質問したいと思います。

水道事業会計決算書の13ページのところになりますけれども、この中の一番上の欄に、業務量の中に有収率という部分がありまして年間有収率、これが90.3%、前年度より約4%増えてきて、純利益も何か6,800万円か何かあったと思いますけれども、これは健全な経営につながってくると思いますけれども、何か管路の改修とかそんなことをやられたんでしょうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高山由行君）

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

ただいまの山田議員の御質問にお答えします。

昨年2月の末頃、かなり大きな漏水が発見されまして、その修理を行っております。それに伴いました、時間当たりの漏水量もかなり出ておったということで、それが全体の有収率の改善といたしますか、それがほぼ1年間ぐらいいよくなった状況が続いておりますので、そういったことが原因となっております。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（高山由行君）

次に、認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9月14日に民生文教常任委員会、16日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いします。

次の本会議は9月24日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

午前11時19分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 山 田 儀 雄

署 名 議 員 大 沢 まり子